

## 株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目11番15号  
U T グ ル ー プ 株 式 会 社  
代表取締役社長 若 山 陽 一

### 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月24日(金曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 平成28年6月25日(土曜日) 午前10時                                                                                                          |
| 2. 場 所          | 東京都港区港南二丁目16番4号<br>品川グランドセントラルタワー 3階<br>THE GRAND HALL (ザ・グランドホール)<br>(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)                               |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第9期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第9期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)<br>計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |                                                                                                                                |
| 第1号議案           | 取締役4名選任の件                                                                                                                      |
| 第2号議案           | 当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権(業績連動型<br>有償ストック・オプション)を発行する件                                                                             |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が  
生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス [http://  
www.ut-g.co.jp](http://www.ut-g.co.jp))に掲載させていただきます。  
~~~~~

本株主総会終了後、同会場において株主様向け会社説明会を1時間ほど開催い  
たします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済の減速や資源価格の下落による新興国経済の動向など不透明な部分も出てまいりましたが、円安基調の為替相場も追い風にしながら、主に輸出企業を中心に企業収益の改善傾向が継続しました。個人消費も力強さは見られないものの、雇用環境の改善から底堅く推移しており、全体では緩やかな景気回復基調が続きました。また、有効求人倍率は1.30倍と上昇傾向が続いており、完全失業率も3.2%（平成28年3月）と低水準で推移するなど、雇用環境については、人手不足の状況から、企業においては採用が難しい状況が続いています。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、主要顧客である国内メーカーにおいて、引き続き収益力の改善が見られ、特に電子部品、自動車などの分野では、国内での生産体制を拡充させる動きも見られました。

また、昨年9月30日には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」が施行され、派遣労働者の雇用安定措置の明記、キャリア形成支援が義務付けられるなど、派遣事業のより健全な発展へ向けての動きが進んでいます。

このような状況の下、当社グループは良好な外部環境のもとで、既存顧客のシェア拡大や新規取引先の開拓、さらには事業領域の拡大へ向けた営業・採用・管理体制のさらなる強化を図ってまいりました。その結果、取引先工場数は前連結会計年度末比18工場増加の456工場、技術職社員は1,627名増加の10,926名となり、前連結会計年度に引き続き過去最高の技術職社員数を更新しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高44,050百万円（前連結会計年度36,478百万円、20.8%の増収）、営業利益2,462百万円（前連結会計年度2,232百万円、10.3%の増益）、経常利益2,421百万円（前連結会計年度2,157百万円、12.3%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益1,497百万円（前連結会計年度1,168百万円、28.2%の増益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は376百万円であり、その主なものは、当社本社執務スペースの内装工事及び当社グループの基幹システムの構築によるものであります。

③ 資金調達の状況

連結子会社であるUTエイム株式会社は、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする協調融資によるシンジケートローン契約（長期返済期限5年のタームローンであり、総融資枠は2,200百万円）を締結しております。

なお、当連結会計年度末、財務制限条項の対象となる借入金残高は220百万円となっております。

また、当社は、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする協調融資によるシンジケートローン契約（長期返済期限3年のコミットメントラインであり、総融資枠は2,000百万円）を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第6期<br>(平成25年3月期) | 第7期<br>(平成26年3月期) | 第8期<br>(平成27年3月期) | 第9期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 27,854,410        | 30,779,011        | 36,478,981        | 44,050,242                     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 922,860           | 934,660           | 1,168,338         | 1,497,496                      |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 4,526.29          | 23.96             | 30.29             | 40.40                          |
| 総 資 産 (千円)               | 9,505,220         | 12,058,164        | 16,427,452        | 17,139,565                     |
| 純 資 産 (千円)               | 2,710,501         | 3,159,043         | 3,624,435         | 4,248,229                      |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 13,898.58         | 79.58             | 91.20             | 111.16                         |

(注) 平成25年7月1日を効力発生として、普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第7期については、期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                             | 資本金<br>(百万円) | 当社の議決<br>権比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容          |
|-----------------------------------|--------------|-----------------|------------------------|
| U T エ イ ム 株 式 会 社                 | 509          | 100.0           | アウトソーシング事業 (製造派遣・請負)   |
| U T テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社 ※ 1       | 45           | 100.0           | アウトソーシング事業 (設計開発技術者派遣) |
| U T シ ス テ ム 株 式 会 社 ※ 2           | 15           | 100.0           | アウトソーシング事業 (設計開発技術者派遣) |
| U T コ ン ス ト ラ ク シ ョ ン 株 式 会 社 ※ 3 | 40           | 100.0           | アウトソーシング事業 (建設技術者派遣)   |
| U T キ ャ リ ア 株 式 会 社 ※ 4           | 50           | 100.0           | アウトソーシング事業 (再就職支援)     |
| U T パ ベ ッ ク 株 式 会 社               | 20           | 81.0            | アウトソーシング事業 (製造派遣・請負)   |

※1 U Tリーディング株式会社は、平成27年10月1日にU Tテクノロジー株式会社社に社名変更しております。

※2 株式会社システム・リポリューションは、平成27年10月1日にU Tシステム株式会社社に社名変更しております。

※3 U Tコンストラクション・ネットワーク株式会社は、平成27年10月1日にU Tコンストラクション株式会社社に社名変更しております。

※4 U Tキャリア株式会社は、平成28年4月1日にU Tエージェント株式会社社に社名変更しております。

### 特定完全子会社に関する事項

| 会社名               | 住所                  | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額  |
|-------------------|---------------------|----------|----------|
| U T エ イ ム 株 式 会 社 | 東京都品川区東五反田一丁目11番15号 | 1,964百万円 | 9,507百万円 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業面に関する対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### ① 国内製造業の動向

足元の国内経済におきましては、景気の回復により製造業各社の業績は底堅く推移しておりますが、中でも電機・電子部品メーカーを中心に、事業売却や統合、組織再編、それに伴う国内の生産拠点の統廃合が続いております。これらの状況は、中長期的に当社技術職社員の稼働人数に影響を及ぼす可能性があります。各社の生産現場においては欠員補充の需要が生じるなど、一方では事業機会でもあります。

このような環境の中、当社グループは、従前からの強みでもある電子部品、半導体業界において、特に世界シェアの高いデバイスメーカーとの取引の深耕・拡大を図ると共に、電池・環境エネルギー関連、自動車関連、建築建材関連へ向けた事業展開を積極的に進めるとともに、安定した事業基盤を構築する活動を継続して進めてまいります。

##### ② 人材の確保

わが国では、若年層を中心に労働人口が減少する傾向にあり、昨年から特定の地域のみならず全国的に有効求人倍率が高止まりしております。

当社グループのアウトソーシング事業に従事する技術職社員の大多数が若年層であり、採用に関してこれらの影響を受けやすく、今後、中長期的に技術職社員の採用が厳しさを増す可能性があります。

このような環境の中、当社グループの全社員が幹部ポストに立候補できる「UTエントリー制度」や従業員持株会を活用した「UT-ESOP制度」等の当社独自の制度を構築し、社員と求職者の双方から「支持される会社」作りを進めることにより人材の確保に取り組んでまいります。

##### ③ 労働者派遣法について

昨年9月30日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」が施行されました。この法律では、従来の派遣先業種制限の撤廃、期限の定めのない派遣労働者の優遇、派遣労働者の雇用安定措置、キャリア形成支援義務付けなどが明記されることにより、派遣業界全体がより健全な発展へ向けて進むような内容となっております。この方向性は従前より「正社員派遣」を行ってきた当社の経営方針と合致しており、当社グループにとって追い風となるものであります。

引き続きコンプライアンスを遵守した派遣事業を推進するとともに、働く人の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

- (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）  
製造業の生産工程におけるアウトソーシング事業

- (6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 当 社                           | 本社：東京都品川区 |
| U T エ イ ム 株 式 会 社             | 本社：東京都品川区 |
| U T テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社       | 本社：東京都品川区 |
| U T シ ス テ ム 株 式 会 社           | 本社：東京都品川区 |
| U T コ ン ス ト ラ ク シ ョ ン 株 式 会 社 | 本社：東京都品川区 |
| U T キ ャ リ ア 株 式 会 社           | 本社：東京都品川区 |
| U T パ ベ ッ ク 株 式 会 社           | 本社：東京都品川区 |

- (7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門       | 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|---------|-------------|
| アウトソーシング事業 | 11,254名 | 1,842名増     |
| 全社（共通）     | 116名    | 39名増        |
| 合計         | 11,370名 | 1,881名増     |

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。  
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて1,881名増加いたしましたのは、アウトソーシング事業の業容拡大によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 116名 | 39名増      | 37.8歳 | 4.0年   |

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。  
2. 使用人数が前事業年度末と比べて39名増加いたしましたのは、アウトソーシング事業の業容拡大に伴う管理部門業務の増加及び当社グループ内人材の有効活用のための子会社からの転籍によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額       |
|-----------------------|-------------|
| (株) み ず ほ 銀 行 ※       | 2,934,379千円 |
| (株) り そ な 銀 行         | 714,976千円   |
| (株) 商 工 組 合 中 央 金 庫   | 640,000千円   |
| (株) 横 浜 銀 行           | 557,500千円   |
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 430,000千円   |

※ (株)みずほ銀行の借入額の中には株式給付信託（従業員持株会処分型）にかかる借入額150,373千円を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 37,118,100株
- ③ 株主数 4,427名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------|------------|---------|
| 若 山 陽 一                                                   | 7,062,000株 | 19.02%  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）                                    | 4,181,400株 | 11.26%  |
| NOMURA PB NOMINEES TK<br>L I M I T E D                    | 3,247,153株 | 8.74%   |
| DEUTSCHE BANK AG LOND<br>ON-PB NON-TREATY CLIE<br>NTS 613 | 1,940,500株 | 5.22%   |
| 有 限 会 社 コ ペ ル ニ ク ス                                       | 1,817,200株 | 4.89%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信<br>託口）                             | 1,807,800株 | 4.87%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託<br>口）                               | 1,383,100株 | 3.72%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信<br>託口9）                            | 1,248,300株 | 3.36%   |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG                                  | 876,400株   | 2.36%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNA<br>TIONAL                           | 822,704株   | 2.21%   |

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

### (3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

#### (4) 会社役員 の 状況

##### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                   |
|----------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 若山陽一  | —                                                                                                              |
| 取締役      | 加藤慎一郎 | UTパベック株式会社 取締役                                                                                                 |
| 取締役      | 門伝明子  | 二重橋法律事務所 パートナー                                                                                                 |
| 常勤監査役    | 大籠清   | UTエイム株式会社 監査役<br>UTテクノロジー株式会社 監査役<br>UTシステム株式会社 監査役<br>UTコンストラクション株式会社 監査役<br>UTキャリア株式会社 監査役<br>UTパベック株式会社 監査役 |
| 監査役      | 水上博和  | アドヴァンキャピタル株式会社<br>代表取締役                                                                                        |
| 監査役      | 吉田博之  | 辻・本郷ビジネスコンサルティング<br>株式会社 取締役 常務執行役員                                                                            |

- (注) 1. 取締役門伝明子氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役水上博和氏、監査役吉田博之氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役門伝明子氏、監査役水上博和氏、監査役吉田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任し、同取引所へ届け出ております。  
 4. 監査役吉田博之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。

##### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名  | 退 任 日       | 退任理由 | 退任時地位・担当及び重要な兼職の状況                                                                                              |
|------|-------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 島田恭介 | 平成27年10月31日 | 辞 任  | UTグループ株式会社 取締役<br>UTテクノロジー株式会社 取締役<br>UTシステム株式会社 取締役<br>UTコンストラクション株式会社 取締役<br>UTキャリア株式会社 取締役<br>UTパベック株式会社 取締役 |
| 本郷孔洋 | 平成27年6月20日  | 任期満了 | UTグループ株式会社 社外監査役<br>辻・本郷税理士法人 代表社員                                                                              |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額             |
|--------------------|------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1名) | 97百万円<br>(2百万円)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名) | 16百万円<br>(8百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(4名) | 114百万円<br>(10百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成27年6月20日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名及び平成27年10月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記には、平成28年4月19日開催の定時取締役会決議に基づき取締役に対し支給する予定の以下の役員賞与、及び平成28年4月19日の監査役の協議に基づき監査役に対し支給する予定の以下の役員賞与が含まれております。
- ・取締役3名 81百万円（うち社外取締役1名 1百万円）
  - ・監査役3名 2百万円（うち社外監査役2名 1百万円）

#### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

#### ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はございません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役門伝明子氏は、二重橋法律事務所のパートナーであります。二重橋法律事務所と当社との間には取引関係があります。
2. 監査役水上博和氏は、アドヴァンキャピタル株式会社の代表取締役であります。アドヴァンキャピタル株式会社と当社の間には取引関係はありません。
3. 監査役吉田博之氏は、辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社の取締役 常務執行役員であります。辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社と当社との間には取引関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はございません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

|               | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 門 伝 明 子 | 当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。労働法及び企業法務の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                      |
| 監 査 役 水 上 博 和 | 当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。               |
| 監 査 役 吉 田 博 之 | 当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。会計、税務分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。 |

## (5) 会計監査人の状況

### ① 名称

仰星監査法人

### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 12百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるUTエイム株式会社は仰星監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積り等の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として財務報告に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その内容は、以下のとおりであります。取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

#### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役を議長とし、取締役・弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置する。「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」は法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行う。コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループの役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。また、当社は内部通報制度や相談ダイヤル制度を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気がついたときは、取締役、法務担当部署長、常勤監査役または弁護士等に通報しなければならないと定める。さらに、内部監査室を設置し、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査を実施する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護方針を定める。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設け、有事においては、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。当社は平時においては各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応する。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の詳細な範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入する。その上で、取締役及び執行役員による機動的な業務遂行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確認するため、会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を実現する。

さらに、業務執行上の重要な事項について執行状況及び課題を報告するとともに、取締役会での付議事項の方針の審議及び取締役会で決議された経営の基本方針に関する具体的執行方法について決議するため、当社代表取締役を議長とする経営会議を組織する。また、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全体の目標を設定し、各事業子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年とする。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（(3)及び(4)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使する。当社内に、グループ管理統括責任部署として経営企画担当部署を設置し経営企画担当部署責任者をグループ管理統括責任者とする。当社は「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
グループ共通の「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に則り、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社と経営管理契約を締結し、子会社に対しグループの経営戦略、リスク管理、コンプライアンス等の基本方針を示すとともに、グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。

(4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。当社の内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めがあった場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、当該補助使用人は監査役専属とする。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととする。補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

7. 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

(1) 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告するための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または担当者による説明を求める。なお、監査役は当社の会計監査人である仰星監査法人から会計監査内容

について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

- (2) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役は、子会社の役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役職員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役職員に周知する。子会社の役職員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに当社監査役に報告をする。内部通報制度の状況について、子会社の担当部署が当社監査役に定期的な報告を行う。

- (3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前2項により当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人並びに当社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社の財政状態及び経営成績を適正に開示するため、適正な会計方針を適用して、適時に正確に会計処理を実施するという経営者の姿勢に基づき、次の体制を構築・運用する。経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。そのため、全役職員は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ①反社会的勢力に対する対応は総務担当部署が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。
- ②反社会的勢力との対応を「UTグループコンプライアンス規範」に基づく「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定める。
- ③定期的な警察署への訪問・連絡等を行い、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行う。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### 1. コンプライアンス体制

当社は、グループ全社を対象に、企業倫理に合った企業活動のための「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループ全社のコンプライアンス体制と法令遵守及びコンプライアンス行動規範について、グループ全社員に周知・徹底を図っております。

当社は、グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置しており、当事業年度において13回開催しております。

また、当社は、グループ全社を対象に内部通報に関する規程に基づき相談・通報窓口を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

### 2. リスク管理体制

当社は、グループ全社におけるリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合

の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置しており、当事業年度において13回開催しております。

また、情報セキュリティ強化のため、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設けるなど、情報漏えいの防止に努めております。

### 3. グループ管理体制

当社では、毎週開催される経営会議で子会社の代表取締役から経営状況等の報告を受ける等、各子会社の現況を把握する体制をとっております。また子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき当社の内部監査室が定期的実施しております。

子会社の経営管理については経営企画担当部署にて管理の統括を行っており、「関係会社管理規程」を制定し、当社の取締役会等で決議が必要な事項について、事前に承認を受ける体制を整備しております。

また、子会社の経営状況等についても、当社取締役会へ月次で報告しております。

### 4. 取締役の職務執行

当社は「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。なお当事業年度につきましては、取締役会を24回開催いたしました。

### 5. 監査役の監査体制

当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務の執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては監査役会を13回開催いたしました。また、監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、稟議書や社内規程等に対する準拠性の監査を行っております。また、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

### 6. 内部監査の実施

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告しております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ① 当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分に関する基本方針については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに総還元性向50%以上を基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

- ② 当社の株主還元方針につきましては、「PEGレシオ(※)」の値により決定することとしており、配当と自己株式の取得の割合は、株価水準に応じて決定しております。

上記の株主還元方針に基づき、当社の利益成長と比べ、現下の株価水準が割安と判断し、資本効率の向上及び株式需給の改善を通じて当社株式の価値向上を図り、将来への成長投資バランス向上を図るとともに、効率的な資本政策の遂行を可能とするため、当期の株主還元施策につきましては配当を行わず、総額7.5億円の自己株式の取得を行うことといたしました。

- ③ 次期につきましては、内部留保を厚くし、安全性を維持した財務オペレーションを行い、財務の健全性を保ちながら持続的な安定成長を目指してまいります。

以上の方針により、次期の利益還元につきましては、会社の業績及び株式市場の動向を考慮した上で、配当及び自己株式の取得の組み合わせにより、総還元性向30%以上の利益配分を予定しております。

※当社の株主還元の基本方針は下記の通りです。

PER（株価収益率）と1株利益成長率を比較し、

- ① 「PEGレシオ」が<1倍・割安と判断。この間は配当、自己株式取得の両面から総合的に判断する。
- ② 「PEGレシオ」が>2倍・株式市場に十分評価されている水準と判断。配当を基本方針とする。

上記の基本方針に基づき、投資とのバランス等も考慮しながら、株主還元方針を総合的に判断しています。

- ・PER(P/E Ratio) = 株価 ÷ 年度予想1株あたり当期純利益（予想EPS）
- ・PEGレシオ(P/E Growth Ratio) = PER ÷ 年間EPS成長率

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部       |            |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 流 動 資 産   | 13,863,481 | 流 動 負 債       | 7,835,067  |
| 現金及び預金    | 6,511,540  | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,640,134  |
| 受取手形及び売掛金 | 6,267,466  | 未 払 費 用       | 2,575,426  |
| 貯 蔵 品     | 659        | リ ー ス 債 務     | 14,564     |
| 繰延税金資産    | 571,494    | 未払法人税等        | 198,301    |
| そ の 他     | 545,380    | 未払消費税等        | 851,173    |
| 貸倒引当金     | △33,059    | 賞与引当金         | 647,997    |
| 固 定 資 産   | 3,262,856  | 役員賞与引当金       | 83,908     |
| 有形固定資産    | 152,731    | 預 り 金         | 578,370    |
| 建物及び構築物   | 139,405    | そ の 他         | 1,245,190  |
| そ の 他     | 13,325     | 固 定 負 債       | 5,056,268  |
| 無形固定資産    | 1,136,082  | 社 債           | 500,000    |
| リース資産     | 32,492     | 長 期 借 入 金     | 4,465,951  |
| ソフトウェア    | 92,292     | リ ー ス 債 務     | 18,519     |
| の れ ん     | 774,250    | 退職給付に係る負債     | 22,208     |
| そ の 他     | 237,047    | そ の 他         | 49,589     |
| 投資その他の資産  | 1,974,042  | 負 債 合 計       | 12,891,335 |
| 投資有価証券    | 108,700    | 純 資 産 の 部     |            |
| 長期前払費用    | 1,469,511  | 株 主 資 本       | 4,096,297  |
| 繰延税金資産    | 218,323    | 資 本 金         | 500,000    |
| そ の 他     | 177,506    | 資 本 剰 余 金     | 49,324     |
| 繰 延 資 産   | 13,227     | 利 益 剰 余 金     | 3,691,736  |
| 資 産 合 計   | 17,139,565 | 自 己 株 式       | △144,763   |
|           |            | その他の包括利益累計額   | 204        |
|           |            | その他有価証券評価差額金  | 204        |
|           |            | 非 支 配 株 主 持 分 | 151,727    |
|           |            | 純 資 産 合 計     | 4,248,229  |
|           |            | 負 債 純 資 産 合 計 | 17,139,565 |

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                         |         | 44,050,242 |
| 売 上 原 価                       |         | 35,303,087 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 8,747,155  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 6,284,991  |
| 営 業 利 益                       |         | 2,462,163  |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 受 取 利 息                       | 3,129   |            |
| 保 険 解 約 返 戻 金                 | 76,625  |            |
| 保 険 配 当 金                     | 11,742  |            |
| そ の 他                         | 12,313  | 103,811    |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 利 息                       | 66,744  |            |
| 支 払 手 数 料                     | 49,954  |            |
| そ の 他                         | 27,506  | 144,205    |
| 経 常 利 益                       |         | 2,421,769  |
| 特 別 損 失                       |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 68,307  | 68,307     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 2,353,461  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 507,185 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 277,042 | 784,228    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 1,569,233  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 71,737     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 1,497,496  |

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |            |           |             |
|------------------------------|---------|-----------|------------|-----------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成27年4月1日残高                  | 500,000 | 49,324    | 3,194,265  | △223,320  | 3,520,269   |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |            |           |             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |           | 1,497,496  |           | 1,497,496   |
| 自己株式の取得                      |         |           |            | △999,985  | △999,985    |
| 自己株式の消却                      |         |           | △1,000,024 | 1,000,024 | -           |
| 自己株式の処分                      |         |           |            | 78,517    | 78,517      |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |           |            |           |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | -       | -         | 497,471    | 78,557    | 576,028     |
| 平成28年3月31日残高                 | 500,000 | 49,324    | 3,691,736  | △144,763  | 4,096,297   |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |                           | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|------------------------------|-------------------------|---------------------------|---------|-----------|
|                              | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |         |           |
| 平成27年4月1日残高                  | △619                    | △619                      | 104,785 | 3,624,435 |
| 当連結会計年度変動額                   |                         |                           |         |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                         |                           |         | 1,497,496 |
| 自己株式の取得                      |                         |                           |         | △999,985  |
| 自己株式の消却                      |                         |                           |         | -         |
| 自己株式の処分                      |                         |                           |         | 78,517    |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | 823                     | 823                       | 46,942  | 47,765    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 823                     | 823                       | 46,942  | 623,794   |
| 平成28年3月31日残高                 | 204                     | 204                       | 151,727 | 4,248,229 |

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 U T エイム株式会社
- ・連結の範囲の変更 該当事項はございません。

#### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 3社
- ・主要な非連結子会社の名称 U T ハートフル株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用しない非連結子会社の数 3社
- ・主要な会社等の名称 U T ハートフル株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産

##### 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ハ. デリバティブ

時価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）定率法を採用しております。

ただし、建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

その他 2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

③ 繰延資産の処理方法

イ. 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

ロ. 創立費

5年間で均等償却しております。

ハ. 開業費

5年間で均等償却しております。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金融商品会計基準に基づく特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利息

ハ. ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間                      のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る負債の計上基準                      一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 消費税等の会計処理                                      消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ハ. 連結納税制度の適用                                      連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」といいます。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」といいます。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」といいます。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記していた「営業外収益」の「投資事業組合運用益」（前連結会計年度1,766千円）及び「未払配当金除斥益」（前連結会計年度11,846千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「投資事業組合運用益」は178千円、「未払配当金除斥益」は1,523千円であります。

また、前連結会計年度において独立掲記していた「営業外費用」の「為替差損」（前連結会計年度127千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「為替差損」は164千円であります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

49,912千円

(2) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,550,000千円 |
| 借入実行残高                | －千円         |
| 差引額                   | 3,550,000千円 |

#### (3) 財務制限条項

連結子会社であるUTエიმ株式会社は、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする協調融資によるシンジケートローン契約（長期返済期限5年のタームローンであり、総融資枠は2,200,000千円）を締結しております。この契約には、連結子会社であるUTエიმ株式会社単体における貸借対照表上の純資産の部や損益計算書における経常利益等により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

なお、当連結会計年度末、財務制限条項の対象となる借入金残高は220,000千円となっております。

また、当社は、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする協調融資によるシンジケートローン契約（長期返済期限3年のコミットメントラインであり、総融資枠は2,000,000千円）を締結しております。この契約には、当社単体及び連結計算書類における貸借対照表上の純資産の部や損益計算書における経常利益等により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 39,004,000株   | －株           | 1,885,900株   | 37,118,100株  |

(注) 発行済株式の総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 411,300株      | 1,885,800株   | 2,030,500株   | 266,600株     |

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式取得によるものであります。減少は消却及び信託による売却によるものであります。なお、当連結会計年度末日の自己株式数のうち、信託が所有する株式数は、266,600株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はございません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はございません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はございません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 繰越欠損金     | 761,956千円   |
| 未払事業税     | 46,971千円    |
| 賞与引当金     | 226,741千円   |
| 未払社会保険料等  | 29,110千円    |
| 税務上の営業権   | 131,754千円   |
| その他       | 103,393千円   |
| 繰延税金資産小計  | 1,299,928千円 |
| 評価性引当額    | △499,720千円  |
| 繰延税金資産合計  | 800,207千円   |
| 繰延税金負債    |             |
| 株式給付信託    | 10,389千円    |
| 繰延税金負債合計  | 10,389千円    |
| 繰延税金資産の純額 | 789,817千円   |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金を銀行借入により調達しております。

運用に関しましては、現在行っておりませんが、行うとしても安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のほとんどは、資本上の関係がある関係会社株式であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、短期・長期ともに営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金には、「株式給付信託（従業員持株会型）」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください）。

(単位：千円)

| 勘定科目                        | 連結貸借対照表計上額 | 時価         | 差額     |
|-----------------------------|------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金                  | 6,511,540  | 6,511,540  | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金               | 6,267,466  | 6,267,466  | —      |
| 資産合計                        | 12,779,006 | 12,779,006 | —      |
| (1) リース債務（※1）               | 33,083     | 33,391     | 308    |
| (2) 社債（1年内償還予定の社債を含む）（※2）   | 910,000    | 906,516    | △3,483 |
| (3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | 6,106,085  | 6,139,111  | 33,026 |
| (4) デリバティブ取引                | —          | —          | —      |
| 負債合計                        | 7,049,169  | 7,079,019  | 29,850 |

（※1）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（※2）1年内償還予定の社債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) リース債務、(2) 社債、及び(3) 長期借入金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(4)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入を行った場合に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (4) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(3)参照)。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|--------|----------------|
| 非上場株式等 | 108,700        |

非上場株式等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であります。

(注3)社債、借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位:千円)

|       | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 社債    | 410,000   | 350,000     | 150,000     | —           | —           | —       |
| 長期借入金 | 1,640,134 | 1,372,368   | 1,233,511   | 1,020,542   | 439,530     | 400,000 |
| リース債務 | 14,564    | 10,717      | 6,869       | 933         | —           | —       |
| 合計    | 2,064,698 | 1,733,085   | 1,390,380   | 1,021,475   | 439,530     | 400,000 |

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 111円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円40銭  |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、信託が所有する当社株式(当連結会計年度末266,600株、期中平均株式数348,437株)を控除して算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### 1. 自己株式の取得

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

#### (1) 自己株式の取得を行う理由

当連結会計年度の当社の株主還元施策に基づき、資本効率の向上及び株式需給の改善を通じて当社株式の価値ならびに、将来への成長投資バランスの向上を図るとともに、効率的な資本政策の遂行を可能とするため。

#### (2) 取得の内容

- |              |                                                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ① 取得する株式の種類  | 当社普通株式                                                                        |
| ② 取得する株式の総数  | 2,000,000株を上限とする。<br>(発行済株式数(自己株式を除く)に占める割合5.43%)                             |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 750,000千円を上限とする。                                                              |
| ④ 自己株式取得の日程  | 平成28年5月13日～平成29年3月12日                                                         |
| ⑤ 取得方法       | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引<br>(ToSTNeT-3)による買付け及び東京証券取引所<br>JASDAQ市場における信託方式による市場買付け |

### 2. 募集新株予約権(業績連動型有償ストック・オプション)の発行

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月25日開催の当社第9期定時株主総会において承認を得ることを条件として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしました。

なお、本新株予約権は、公正価格で発行するものであり特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされていませんが、本新株予約権が行使された場合には普通株式が増加し、一定の希薄化が生じることから、平成28年6月25日開催の当社第9期定時株主総会において、株主の皆様への承認を得ることを発行に関する条件としています。

|                                       |                           |
|---------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の割当日（予定）                         | 平成28年7月28日                |
| 新株予約権の総数                              | 5,567,700個（新株予約権1個につき1株）  |
| 新株予約権の発行価額                            | 本新株予約権1個につき23円            |
| 新株予約権の目的たる株式の種類及び数                    | 当社普通株式 5,567,700株         |
| 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額             | 373,035,900円              |
| 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金に組入れる額 | 1株当たり33.5円                |
| 新株予約権の権利行使期間                          | 平成29年7月1日から平成32年6月30日     |
| 新株予約権の行使の条件                           | （注）                       |
| 新株予約権の割当対象者及び割当個数                     | 当社取締役及び執行役員24名 5,567,700個 |

（注）①新株予約権者は、平成29年3月期における当社が提出する有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算した額の金額が33億円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

## 10. 追加情報

### (1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は52百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額は52百万円増加しております。

### (2) 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

#### ① 取引の概要

当社は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度ESOP（Employee Stock Ownership Plan）及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の自己株式の帳簿価額は144,763千円及び株式数266千株であります。

#### ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度150,373千円

(3) 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

① 取引の概要

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が原則として入社時より一定期間当社グループ内において勤続、もしくは一定期間勤続後に退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みです。

② 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

イ. 信託における帳簿価額

前連結会計年度1,397,487千円、当連結会計年度1,397,487千円

ロ. 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

ハ. 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前連結会計年度3,900千株、当連結会計年度3,900千株

期中平均株式数 前連結会計年度3,900千株、当連結会計年度3,900千株

ニ. ハの株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産   | 5,147,139 | 流 動 負 債       | 2,373,571 |
| 現金及び預金    | 2,407,783 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,275,280 |
| 売掛金       | 284,195   | 1年内償還予定の社債    | 400,000   |
| 前払費用      | 98,701    | リース債務         | 14,564    |
| 繰延税金資産    | 263,065   | 未払金           | 321,509   |
| 短期貸付金     | 5,552     | 未払費用          | 121,794   |
| 関係会社短期貸付金 | 1,580,000 | 預り金           | 29,722    |
| 未収入金      | 361,904   | 賞与引当金         | 126,792   |
| 未収還付法人税等  | 31,939    | 役員賞与引当金       | 83,908    |
| 立替金       | 108,790   | 固 定 負 債       | 4,848,182 |
| その他       | 5,205     | 長期借入金         | 4,280,073 |
| 固 定 資 産   | 4,348,249 | 社 債           | 500,000   |
| 有形固定資産    | 144,106   | リース債務         | 18,519    |
| 建物        | 135,438   | その他           | 49,589    |
| 工具器具備品    | 7,186     | 負 債 合 計       | 7,221,753 |
| その他       | 1,481     | 純 資 産 の 部     |           |
| 無形固定資産    | 356,879   | 株 主 資 本       | 2,285,375 |
| リース資産     | 32,492    | 資 本 金         | 500,000   |
| ソフトウェア    | 89,260    | 資 本 剰 余 金     | 49,324    |
| ソフトウェア仮勘定 | 235,126   | 資 本 準 備 金     | 49,324    |
| 投資その他の資産  | 3,847,264 | 利 益 剰 余 金     | 1,880,814 |
| 関係会社株式    | 3,629,754 | 利 益 準 備 金     | 75,675    |
| 長期前払費用    | 97,750    | その他利益剰余金      | 1,805,139 |
| 繰延税金資産    | 77,264    | 繰越利益剰余金       | 1,805,139 |
| その他       | 42,494    | 自 己 株 式       | △144,763  |
| 繰延資産      | 11,740    | 純 資 産 合 計     | 2,285,375 |
| 資 産 合 計   | 9,507,129 | 負 債 純 資 産 合 計 | 9,507,129 |

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金        | 額         |
|-----------------------|----------|-----------|
| 営 業 収 益               |          | 2,884,522 |
| 営 業 費 用               |          | 2,119,578 |
| 営 業 利 益               |          | 764,943   |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 利 息               | 25,281   |           |
| 保 険 配 当 金             | 11,742   |           |
| そ の 他                 | 8,765    | 45,789    |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 52,477   |           |
| 支 払 手 数 料             | 33,760   |           |
| 社 債 発 行 費 償 却         | 5,797    |           |
| そ の 他                 | 2,814    | 94,851    |
| 経 常 利 益               |          | 715,881   |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 45,905   |           |
| 子 会 社 整 理 損           | 38,178   | 84,083    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          | 631,798   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △157,998 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 303,154  | 145,155   |
| 当 期 純 利 益             |          | 486,642   |

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株 主 資 本 |           |              |           |                                    |              |           |             |
|--------------|---------|-----------|--------------|-----------|------------------------------------|--------------|-----------|-------------|
|              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                                    |              | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 計 合 |
|              |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |           |             |
| 平成27年4月1日残高  | 500,000 | 49,324    | 49,324       | 75,675    | 2,318,521                          | 2,394,196    | △223,320  | 2,720,200   |
| 当 期 変 動 額    |         |           |              |           |                                    |              |           |             |
| 当 期 純 利 益    |         |           |              |           | 486,642                            | 486,642      |           | 486,642     |
| 自己株式の取得      |         |           |              |           |                                    |              | △999,985  | △999,985    |
| 自己株式の処分      |         |           |              |           |                                    |              | 78,517    | 78,517      |
| 自己株式の消却      |         |           |              |           | △1,000,024                         | △1,000,024   | 1,000,024 | —           |
| 当期変動額合計      | —       | —         | —            | —         | △513,382                           | △513,382     | 78,557    | △434,825    |
| 平成28年3月31日残高 | 500,000 | 49,324    | 49,324       | 75,675    | 1,805,139                          | 1,880,814    | △144,763  | 2,285,375   |

|              | 純資産合計     |
|--------------|-----------|
| 平成27年4月1日残高  | 2,720,200 |
| 当 期 変 動 額    |           |
| 当 期 純 利 益    | 486,642   |
| 自己株式の取得      | △999,985  |
| 自己株式の処分      | 78,517    |
| 自己株式の消却      | —         |
| 当期変動額合計      | △434,825  |
| 平成28年3月31日残高 | 2,285,375 |

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### ロ. たな卸資産

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### ハ. デリバティブ 時価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。

ただし、建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

その他 3～10年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年です。

### (3) 繰延資産の処理方法

#### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

### (4) 引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

#### ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金融商品会計基準に基づく特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段      金利スワップ取引

ヘッジ対象      借入金利息

ハ. ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

イ. 消費税等の会計処理                      消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用                      連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた「営業外収益」の「未払配当金除斥益」（前事業年度11,846千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「未払配当金除斥益」は1,523千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額                      14,928千円

(2) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っております。

U Tシステム株式会社                      34,120千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は区分表示したものを除いて次のとおりであります。

① 短期金銭債権                      699,764千円

② 短期金銭債務                      37,430千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益                      2,884,521千円

② 営業費用                      632千円

③ 営業取引以外の取引高(収益)                      24,761千円

④ 営業取引以外の取引高(費用)                      38,178千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 411,300株    | 1,885,800株 | 2,030,500株 | 266,600株   |

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式取得によるものであります。自己株式の減少は自己株式の消却及び信託による自己株式の売却によるものであります。なお、当事業年度末日の自己株式数のうち、信託が所有する株式数は、266,600株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 繰越欠損金     | 757,205千円  |
| 賞与引当金     | 65,022千円   |
| その他       | 24,336千円   |
| 繰延税金資産小計  | 846,564千円  |
| 評価性引当額    | △495,844千円 |
| 繰延税金資産合計  | 350,719千円  |
| 繰延税金負債    |            |
| 株式給付信託    | 10,389千円   |
| 繰延税金負債合計  | 10,389千円   |
| 繰延税金資産の純額 | 340,329千円  |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類  | 会社等の名称         | 所在地    | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との関係                                   | 取引の内容                | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|--------|------------------|---------------|---------------------------|---------------------------------------------|----------------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | UTエイム(株)       | 東京都品川区 | 509,346          | アウトソーシング事業    | 所有<br>直接<br>100.0         | 経営指導<br>資金の貸付<br>人員の<br>出向<br>役員の兼任         | 経営指導料<br>(注1)        | 2,633,616    | 売掛金           | 271,126      |
|     |                |        |                  |               |                           |                                             | 資金の貸付<br>(注2)        | 1,000,000    | 関係会社<br>短期貸付金 | 1,000,000    |
|     |                |        |                  |               |                           |                                             | 利息の受取<br>(注2)        | 13,613       | 未収利息          | 2,117        |
| 子会社 | UTキャリア(株)      | 東京都品川区 | 50,000           | アウトソーシング事業    | 所有<br>直接<br>100.0         | 経営指導<br>資金の貸付<br>人員の<br>出向<br>役員の兼任         | 債権の放棄<br>(注3)        | 38,178       | -             | -            |
| 子会社 | UTテクノロジー(株)    | 東京都品川区 | 45,000           | アウトソーシング事業    | 所有<br>直接<br>100.0         | 経営指導<br>資金の貸付<br>人員の<br>出向<br>役員の兼任         | 資金の貸付<br>(注2)        | -            | 関係会社<br>短期貸付金 | 100,000      |
| 子会社 | UTコンストラクション(株) | 東京都品川区 | 40,000           | アウトソーシング事業    | 所有<br>直接<br>100.0         | 経営指導<br>資金の貸付<br>人員の<br>出向<br>役員の兼任         | 資金の貸付<br>(注2)        | -            | 関係会社<br>短期貸付金 | 100,000      |
| 子会社 | UTシステム(株)      | 東京都品川区 | 15,100           | アウトソーシング事業    | 所有<br>直接<br>100.0         | 経営指導<br>資金の貸付<br>人員の<br>出向<br>役員の兼任<br>債務保証 | 資金の貸付<br>(注2)        | 300,000      | 関係会社<br>短期貸付金 | 300,000      |
|     |                |        |                  |               |                           |                                             | 銀行借入に対する債務保証<br>(注4) | 34,120       | -             | -            |

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案の上、契約により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注3) 債権の放棄については、前事業年度の貸付金の放棄を行ったものであります。

(注4) 金融機関からの借入金に対し、当社が再保証を行っております。なお、当社はこれらに係る保証料の受取はございません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 62円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円13銭 |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、信託口が所有する当社株式(当事業年度末266,600株、期中平均株式数348,437株)を控除して算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 9.重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

## 10. 追加情報

- (1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%に変更されております。

この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は44百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は44百万円増加しております。

- (2) 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

「連結注記表 10.追加情報」をご参照ください。

- (3) 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

「連結注記表 10.追加情報」をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

UTグループ株式会社

取締役会 御中

### 仰星監査法人

|                |       |      |   |
|----------------|-------|------|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中川隆之 | Ⓜ |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 榎本尚子 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、UTグループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得及び募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

UTグループ株式会社

取締役会 御中

### 仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川隆之 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 榎本尚子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、UTグループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得及び募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月31日

U T グ ル ー プ 株 式 会 社      監 査 役 会

常 勤 監 査 役   大 籠      清      ⑩

社 外 監 査 役   水 上      博 和   ⑩

社 外 監 査 役   吉 田      博 之   ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | わかやま よういち<br>若山陽一<br>(昭和46年2月23日生)    | 平成元年10月 株式会社テンポラリーセンター入社<br>平成3年9月 株式会社クリスタル入社<br>平成6年5月 有限会社セイブコーポレーション設立 専務取締役<br>平成7年4月 エイムシーアイシー有限公司設立 代表取締役社長<br>平成8年7月 日本エイム株式会社(現UTエイム株式会社) 代表取締役社長<br>平成19年4月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成21年4月 日本エイム株式会社(現UTエイム株式会社) 代表取締役会長<br>平成26年4月 日本エイム株式会社(現UTエイム株式会社) 代表取締役社長 | 7,062,000株   |
| 2     | ※ほろ みのぶ のぼる<br>鉢 續 登<br>(昭和42年6月22日生) | 平成3年4月 森ビル株式会社入社<br>平成6年3月 有限会社デカレッジス(現株式会社オプトホールディング)設立 代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                                                                  | —            |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3         | ※吉松徹郎<br>(昭和47年8月13日生) | 平成8年4月 アンダーセンコンサルティング<br>(現アクセンチュア株式会社)<br>入社<br>平成11年7月 有限会社アイ・スタイル (現株<br>式会社アイスタイル) 設立<br>代表取締役社長 (現任)<br>平成20年2月 株式会社コスメ・コム 取締役<br>(現任)<br>平成20年2月 株式会社コスメネクスト 取締<br>役 (現任)<br>平成24年5月 株式会社サイバースター (現株<br>式会社アイスタイルビューティ<br>ソリューションズ) 取締役 (現<br>任)<br>平成24年5月 istyle Global (Hong Kong)<br>Co., Limited 代表取締役 (現<br>任)<br>平成24年8月 istyle Global (Singapore)<br>Pte. Limited 取締役 (現任)<br>平成24年10月 istyle China Co., Limited<br>董事<br>平成24年11月 PT. Creative Visions<br>Indonesia 取締役<br>平成26年9月 istyle China Co., Limited<br>董事長<br>平成26年11月 株式会社アイスタイルキャピタル<br>(現株式会社iSGSインベスト<br>メントワークス) 取締役<br>平成26年12月 株式会社アイスタイルトレーデ<br>イング 代表取締役<br>平成27年7月 株式会社アイスタイルトレーデ<br>イング 取締役 (現任)<br>平成27年7月 株式会社アイスタイルキャリア<br>取締役 (現任)<br>平成27年7月 istyle China Co., Limited<br>董事 (現任)<br>平成27年9月 株式会社メディア・グローブ<br>取締役 (現任)<br>平成28年3月 株式会社ISパートナーズ 取締<br>役 (現任) | -                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                      | 所有する<br>株式の数 |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 4     | ※<br>大塚和成<br>(昭和46年1月18日生) | 平成11年4月 弁護士登録(平成28年2月迄)<br>平成17年6月 公益社団法人能楽協会 監事<br>平成18年4月 明治学院大学法科大学院非常勤講師(会社法)<br>平成23年7月 二重橋法律事務所を開設<br>平成25年6月 株式会社CDG 監査役<br>平成27年6月 株式会社ユニバーサルエンターテインメント 取締役<br>平成27年6月 日本ハム株式会社企業価値向上委員会委員 | —            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 鉢嶺登氏、吉松徹郎氏、大塚和成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鉢嶺登氏は、株式会社オプトホールディングの創業者であり「事業創造プラットフォーム構想」を掲げ、目まぐるしく変化するIT業界に於いて数多くのIT企業の成長を支えてきました。その経験が雇用サービス業界の変革と成長を目指す当社の経営に活かしていただけると考え、社外取締役候補に選任いたしました。
4. 吉松徹郎氏は、株式会社アイスタイルの創業者であり「生活者中心の市場創造」をビジョンに掲げ、独自のデータベースを活用することによって、メディア・小売・流通・人材とビジネスを展開してきました。その経験が派遣で働く人達を顧客と定義する当社の成長に寄与していただけると考え社外取締役候補に選任いたしました。
5. 大塚和成氏は、会社法やM&Aなど企業統治のスペシャリストとして、数多くの企業成長を支えてきました。その経験がM&Aによる成長戦略を目指す当社に活かしていただけると考え、社外取締役候補に選任いたしました。
6. 鉢嶺登氏、吉松徹郎氏、大塚和成氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 鉢嶺登氏、吉松徹郎氏、大塚和成氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
8. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）を発行する件

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して、本定時株主総会においてご承認を得ることを条件とし、以下の要領により新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議致しました。本新株予約権は、公正価格で発行するものであり特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされていませんが、本新株予約権が行使された場合には普通株式が増加し、一定の希薄化が生じることから、本定時株主総会にてご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬として付与されるものではなく、付与対象者各人の個別の投資判断に基づき、有償の公正価格にて引き受けが行われるものであります。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社取締役及び執行役員に対して、任期1年の委任型の執行役員制度の下で成果を求める一方で、本新株予約権に基づき、新中期経営計画に関連する目標達成を行使条件とする株式取得によるインセンティブを付与することにより、意欲及び士気を向上させ、当該目標達成へのコミットメントを高め、もって当社の業績の拡大及び株主価値増大を図ることを目的として、本新株予約権を発行するものであります。

### II. 新株予約権の発行要領

#### 1. 新株予約権の数

5,567,700個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式5,567,700株とし、3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は23円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区東麻布三丁目3番6号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定

に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所市場JASDAQスタンダードにおける当社株式普通取引の終値の10%である44円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年7月1日から平成32年6月30日（ただし、平成32年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、平成29年3月期における当社が提出する有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算した額の金額が33億円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日 平成28年7月28日（予定）

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、3.(1)に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
3.(4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
3.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
5.に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 申込期日  
平成28年7月26日（予定）
9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成28年7月28日（予定）
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数  
当社取締役及び執行役員 24名 5,567,700個

### Ⅲ. 停止条件その他について

上記の内容については、本定時株主総会において本議案が承認可決されることを発行に関する条件とする。

会社法その他の法律の改正等に伴い本要項の規定中読み替えその他が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

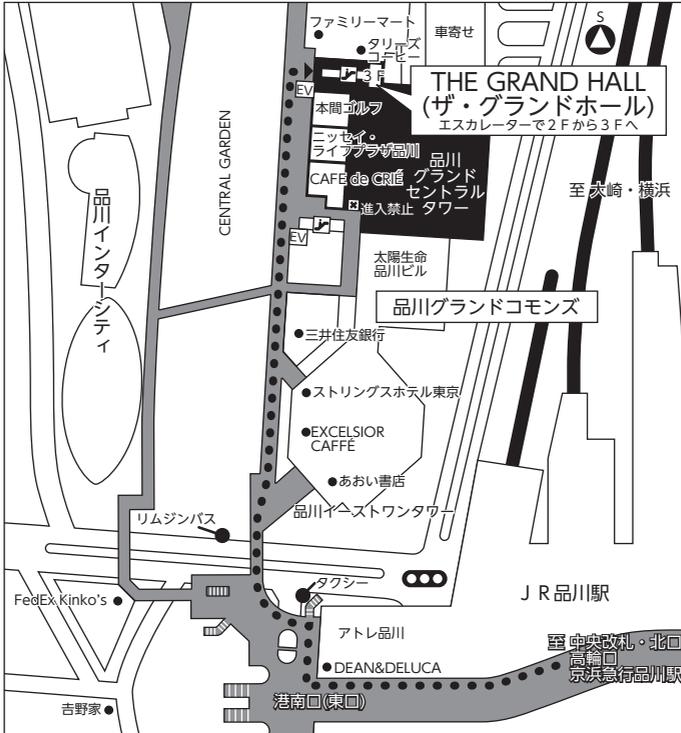
# 株主総会会場ご案内図

会場：THE GRAND HALL (ザ・グランドホール)

東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー3階

電話 03-5463-9971



## 交通機関

◀電車> JR 品川駅 中央改札より…徒歩8分

港南口(東口)方向へ連絡通路を進み、地上に下りることなく港南口(東口)右角のカフェ(DEAN&DELUCA)で右折し、道なりにお進みください。

ゴルフショップ(本間ゴルフ)先にございます自動ドアより、品川グランドセントラルタワーにお入りいただき、管内エスカレーターにて3階へお上がりください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。